

令和4年度
第1回
定期監査結果報告書

健康福祉部

(福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、
健康推進課、新型コロナウイルス感染症対策室)

武蔵村山市監査委員

令和4年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

健康福祉部（福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、健康推進課、新型コロナウイルス感染症対策室）

3 監査の範囲

令和4年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和4年9月2日（金）から令和4年12月21日（水）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を監査基準に準拠して確認した。

6 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太

宮 崎 正 巳

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 扶助費について

扶助費の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(7) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(8) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応している。

2 各課への要望等

(1) 福祉総務課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、民生・児童委員等の活動を支援し、様々な課題を抱える人に総合的に対応し、解決の支援に努めていただきたい。

(2) 高齢福祉課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、「高齢者が健康で安心して暮らせるまち」を目指し、諸施策に取り組むことに努めていただきたい。

(3) 障害福祉課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、「障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら地域でともに暮らせるまち」を目指して、諸施策に取り組むことに努めていただきたい。

(4) 生活福祉課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、生活保護費の支給事務、生活保護受給者の自立の助長など今後も適正に努めていただきたい。

(5) 健康推進課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、「健康寿命の延伸、心身の健康の増進」に向け、「楽しく食べて、生き生き過ごす地域と人が織りなす健康なまち」を目指して、諸施策に取り組むことに努めていただきたい。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策室

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、市民の命と健康を守るため、ワクチン接種の促進を図り、接種希望者が円滑に接種できるよう努めていただきたい。